

## 米軍の電気通信施設使用

昭和27年(1952年)7月の日米合同委員会で、次のように合意された。

### 1. 施設及び区域内の電気通信電波施設の取扱について

(1) 合衆国軍隊は、施設及び区域内において、日米行政協定第2条、第3条(注：日米地位協定第2条、第3条)により認められている当該施設及び区域の設定、運営、管理のため電気通信、電波について、必要な措置をとることができる。

この措置の限度は、必要にして適当な範囲に限る。

(2) 合衆国軍隊が施設及び区域内においてとる措置の対象は、次の4つに分ける。

ア 要員

イ 施設(インストレーション)

ウ 機器及び資材

エ 役務

(3) 要員の類別

ア 直接雇傭

イ 派遣技能者

ウ サービス提供に伴う要員

エ 合衆国人

(4) 上記要員に対して合衆国軍隊のとり得る措置

ア 上記(3)項ア、イ、エの要員に対しては、合衆国軍隊が直接指示、監督その他必要な措置をとる。

イ 上記(3)項ウについて、要員の作業内容はサービス契約によるが、合衆国軍隊は、直接要員の指示、監督を行わず、必要な場合契約者に対して要請する。

(5) 施設及び区域内における電気通信、電波施設に対して、合衆国軍隊のとり得る措置は、

- ア 施設の設置場所の決定
- イ 施設の建設方法及び建設当事者の決定
- ウ 施設内で作業する要員の類別の決定
- エ 施設の変更の要否及び時期の決定
- オ 施設の設計仕様書の決定
- カ 必要な要員によって、施設を設置、保守、運用すること

(6) 施設及び区域内において、機器及び資材に対して合衆国軍隊がとり得る措置

- ア 1つの施設及び区域内で、ある場所から他の場所へ移転すること、及び移転させること。
- イ 1つの施設及び区域から、他の施設及び区域へ移転すること、及び移転させること。

ただし電電公社の財産に対してはあらかじめ、合衆国軍隊と電電公社との間で協議する。

- ウ 変更又は改造

(7) 契約に基づいて必要な役務を調達すること。

2. 施設及び区域外の電気通信電波施設の取扱について

施設及び区域外における電気通信、電波については、合衆国軍隊は、次に掲げるもの及び相互の協定による以外の措置をとり得ない。

(1) 日米行政協定第7条（注：日米地位協定第7条）による電気通信、電波の利用

(2) 合衆国軍隊が所有する電気通信、電波施設の保守運用等のため、その施設に入ること。

(3) 日本の防衛のため、合衆国軍隊の必要とする事項が満たされ得ない場合には合衆国軍隊が自ら電気通信、電波施設を建設し、運用し、維持し得る許可を得るために日本国政府と交渉すること。

(4) 合衆国軍隊が必要とするサービスを維持するため、必要であると相互に合意さ

れた場合は、連絡及び技術上の援助を提供すること。

(5) 合衆国が必要とする電気通信、電波装置を調達すること。

(6) 合衆国軍隊が必要とする電気通信、電波に対し、不必要な妨害を防止する措置を日本国政府と取り決めること。

(7) 非常事態において、双方が合意するときは電気通信、電波の中断しない運営が維持されるよう援助すること。

3. 日本国の電気通信、電波に対して、合衆国軍隊が使用する電気通信、電波が妨害を与えないための取決め。

(1) 日本の公衆通信系から合衆国軍隊が借りる範囲は相互の協議によって定める。

(2) 合衆国軍隊の電気通信、電波に対する需要が日本の公衆通信系に支障を起すおそれがあると日本国政府が認めた場合には、直ちに協議する。

(3) 合衆国軍隊の所有する電気通信、電波の施設によって日本の公衆通信に支障を起すと認められるときは、相互に討議して救済策を定める。

4. 物品及び役務の調達について

(1) 合衆国軍隊は、陸軍を調達の機関とする。

(2) 調達は相互の合意によって決めた方法による。

(3) 合衆国軍隊が日米行政協定第七条（注：日米地位協定第7条）に基づき電気通信、電波を利用する場合には、一般のサービスは一般料金によるものとし、特殊なサービスは、協議により適当な料金を決定する。

(4) 合衆国軍隊は、派遣技能者に対する要求を最小限度にとどめ、直接雇用の要員又は、他の手段による要員の獲得に努めるものとする。

(5) 広報業務の放送について

広報業務放送は、合衆国軍隊にとって必要不可欠のものであること。

この放送業務の範囲、程度、基準及び料金は、合衆国軍隊の当該機関を一方とし郵

政省及び当該放送会社を他方とする双方の直接交渉によって決定すること。

この放送は、午後 11 時以後においてのみ行うこと。

(6) 施設及び区域外における保留回線サービス、他加入区域サービス等の電気通信、電波の業務の範囲、程度、基準及び合衆国軍隊が支払うべき料金は、直接交渉によって決める。

(7) 調達実施のための合衆国軍隊の権限委任の範囲は、決定次第日本側に通知される。

(8) 合衆国軍隊は、日本国政府に属し又は日本国政府によって管理規制される船舶、海岸間の通信サービス及びその他の海上通信サービスについて日本国政府の関係各省庁に適用しているより不利でない条件及び料率で利用することができる。

5. 電気通信、電波に関する安全保障の条件並びに必要な事項は合同委員会の方針を定めた場合には、これに従う。

6. 日本国と電気通信、電波を共用することについての合衆国軍隊の必要事項は、相互の合意により決める。

7. 役務、実施、労務及び工務の基準は、個々の契約条項による。

8. 電気通信、電波の機器、運用及び役務に関する技術的資料は、必要とみなされたとき、合衆国軍隊と日本国政府の関係各省庁との間で相互に交換されるものとする。